

高知県就農支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県就農支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、新規就農希望者に対する就農相談から研修、円滑な経営開始、営農定着に至るまでの支援活動を促進し、県内の新規就農者の大幅な増大及び就農後の定着を図ることを目的として、一般社団法人高知県農業会議又は市町村等（以下「補助事業者」という。）が補助又は実施する事業（以下「補助事業」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(事業の内容等)

第3条 補助事業、補助事業者、事業実施主体、事業内容、補助対象経費、補助額及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助事業を実施しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助

事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。

- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了後の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業に関する規程、要綱等を定め、これに基づいて支払うものとする。
- (5) 県税の滞納がないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に県税の滞納がないことを確認すること。
- (8) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前各号の条件を付さなければならない。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項各号に掲げる条件のほか、交付の条件を付することができる。

(指令前着手)

第8条 補助事業者は、補助事業に着手する場合は、原則として、補助金の交付の決定に基づき行わなければならない。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に補助事業に着手する必要がある場合は、別記第2号様式による指令前着手届を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費について、次の各号のいずれかに該当する重要な変更（当該各号に該当しない軽微な変更を除く。）をしようとするときは、別記第3号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金総額の増額又は30パーセントを超える減額
- (2) 補助事業の中止又は廃止

2 知事は、前項の規定による承認の際に、補助事業者に対し、必要な調査を行うことができる。

(補助事業の遅延等)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(補助金の概算払の請求手続)

第11条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定による補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助事業遂行状況報告)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者等に対し、別記第5号様式による補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金実績報告書)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第6号様式による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、同条第2項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第7号様式による報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の返還等)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助事業者が、この要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。

(2) 補助事業者が、虚偽又は不正の申請により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助事業者が、補助金の交付の条件に違反したとき。

(4) 補助事業者が、自らが定める規程、要綱等の規定に基づき助成金の一部又は全部を返還させたとき。

(5) 補助事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。

(6) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。

(補助事業の成果の検証等)

第15条 知事は、補助事業の効果を検証するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外

の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年3月28日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第6条、第7条第1項第3号、第13条第3項、第14条、第15条及び第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業名	補助事業者	事業実施主体	事業内容・補助対象経費等	補助額	補助率
1 新規参入者支援事業	一般社団法人高知県農業会議	市町村及び一般社団法人高知県畜産会	（1）継続区分 ①令和5年度の高知県担い手支援事業費補助金又は令和6年度の新規参入者支援事業の受給者への研修助成金 ②上記①の研修生を受け入れる研修機関等への謝金	採択時の高知県担い手支援事業費補助金交付要綱又は高知県就農支援事業費補助金交付要綱に規定する金額	①定額 （市町村等支援額の2／3以内） ②定額
			（2）産地提案区分 ①産地提案タイプ 研修機関等で研修を受ける就農予定時49歳以下の者への研修助成金 ②研修受入機関支援タイプ 上記①の研修生等を受け入れる研修機関等への謝金 ③事業支援タイプ 経営開始型又は経営開始資金の対象者への経営支援助成金	①研修生 30万円／年 ※申請時34歳以下は30万円／年を加算 ②研修受入機関 60万円／年 ③県が必要と認める金額 ※ただし、研修月数が12月に満たない場合は、年額を12月で除した額に研修月数を乗じた金額とする。	①定額 （市町村等支援額の2／3以内） ②定額 ③定額 （市町村支援額の1／2以内）
2 後継者就農促進事業	市町村		（1）継続区分 ①令和6年度の後継者就農促進事業（研修支援区分及び経営開始支援区分）の受給者への助成金 ②上記①の研修生を受け入れる研修機関等への謝金	採択時の高知県就農支援事業費補助金交付要綱に規定する金額	①1／2 ②定額
			（2）研修支援区分 ①研修機関等で研修を受ける就農予定時49歳以下の農業後継者への研修助成金 ②地域の研修機関で研修を受ける就農予定時49歳以下の農業後継者への研修助成金 ③上記②の研修生を受け入れる地域の研修機関への謝金	①120万円／年 ②90万円／年 ③60万円／年 ※ただし、研修月数が12月に満たない場合は、年額を12月で除した額に研修月数を乗じた金額とする。	①1／2 ②1／2 ③定額
			（3）経営開始支援区分 補助要件を備えた農業後継者への経営支援助成金	120万円／年 ※夫婦の場合は1.5倍の金額 ※ただし、交付月数が12月に満たない場合は、年額を12月で除した額に交付月数を乗じた金額とする。	1／2
3 推進事業費	一般社団法人高知県農業会議		補助事業者の新規参入者支援事業の実施に要する以下の経費 旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、給料等（一般職給、職員手当、共済費及び賃金）		定額

別表第 2（第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 14 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。